



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年4月21日（金） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
教育管理課	管理指導係	河村 俊宏 <small>こうむら としひろ</small>	内線 8544 直通 058-272-1879 FAX 058-278-3544

教職員の懲戒処分について

教職員の懲戒処分を、令和5年4月21日付けで下記のとおり行いました。

記

<懲戒処分等の概要>

○生徒との不適切な関係

被処分者	県立高等学校 教諭（32歳・男性）
事案の概要	令和2年7月末頃から勤務校の女子生徒と交際を始め、同時期から当該生徒が学校に在籍していた間に、当該生徒と複数回にわたって性行為をした。
処分	免職
根拠法規	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
関係者の措置	校長（R2） 文書訓告

○交通死亡事故

被処分者	可児市立桜ヶ丘小学校 教諭（23歳・男性）
事案の概要	令和4年8月31日午後7時20分頃、自家用車により学校から帰宅途中、多治見市小名田町地内の道路上において、横断歩道を横断していた男性に衝突して傷害を負わせ、同日、死亡させた。
処分	減給1/10 3月
根拠法規	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号